

令和7年3月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和寒町長

市町村名 (市町村コード)	和寒町 (464)
地域名 (地域内農業集落名)	和寒 (南町・北町・三笠第1・三笠第2・三笠第3・東丘第1・東丘第2・東丘第3・朝日・塩狩第1・塩狩第2・南丘第1・南丘第2・中和第1・中和第2・中和第3・中和第4・中和第5・中和第6・川西第1・川西第2・三和第1・三和第2・三和第3・三和第4・菊野第1・菊野第2・菊野第3・西和第1・西和第2・西和第3・福原第1・福原第2・松岡第1・松岡第2・松岡第3・北原・日ノ出第1・日ノ出第2・大成・東和第3・東和第2・東和第1・東和開拓・東丘第4)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月3日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町の農業は、稲作中心型農業、水稻・畑作・露地野菜を中心とした土地利用型農業、メロン、トマト、花卉など施設を導入した集約型農業など多様な経営形態となっており、近年は転作率が69%を超え「日本のトップクラスを誇るカボチャ」や、商標登録した「和寒越冬キャベツ」を中心にブランド化を図ってきている。

農家戸数は平成17年から令和5年の18年間で160戸47.1%減少している。

令和5年の年代別では60歳以上の農業者数が100戸で、全体の55.6%となっており、H27年農林業センサスでは65歳以上の割合が42.3%であったことから、8年で10%以上増加している。

経営面積は平成17年から18年間で160戸が減少していることから、1戸当たりの経営面積は増加傾向にあり、平成17年から令和2年の15年間で1.8倍となっている。今後も1戸当たりの経営面積が増加する見込みであることから、特産品である南瓜や越冬キャベツなどの高収益作物から畑作物への転換が予想されることから、生産の維持・拡大に向けた担い手・労働力の確保対策が必要である。

【地域の基礎的データ】

農業者:211人(うち50歳代以下81人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)17経営体

主な作物:水稻、小麦、大豆、野菜(南瓜、キャベツ等)、そば等

(2) 地域における農業の将来の在り方

安定的な農業所得の確保により意欲を持って農業生産に取り組めるよう、特産品である南瓜やキャベツの生産を維持していくための担い手や労働力の確保を推進するとともに、経営面積拡大により作付けが増加傾向にある麦や大豆などの畑作物の安定生産に向けたスマート農業を取り入れた省力化・低コスト化を推進し、環境に配慮した農業の実践を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4,645.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4,645.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等については農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
3地区の農地利用改善組合により概ね集積されていることから、今後受け手が見つからない農地について、農地中間管理機構を活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の要望をとりまとめ、各補助事業を活用しながら、担い手への集積や集約化を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域担い手育成センターを中心に関係団体と連携し、新規参入や第三者継承、雇用就農の受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA北ひびきや株式会社丸ノ商会等町内事業者が行っている水稻・麦・大豆・そば等の基幹作業に係る支援サービスの他、町内生産者や農業法人、農業者で組織する団体が行っている同作物の基幹作業に係る支援サービス、広域的に行っている町外サービス事業者への委託を必要に応じて推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカやクマ、アライグマの被害を防止するため電気牧柵等を設置するとともに、駆除等の人材確保・育成を進める。
- ②環境保全型農業直接支払交付金等の活用や土壌診断による施肥設計、たい肥や緑肥による地力増進を進め、肥料・農薬の削減を推進していく。
- ③経営面積の増加による負担を軽減するため、リモートセンシング技術の活用やドローン防除、GPS自動操舵の導入など省力化・低コスト化を進める。
- ④長期的に転作がされており、復田や湛水管理が見込めない圃場については畑地化を進める。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、用水路等の補修等を支援する。
- ⑧農協管内(土別市・剣淵町・和寒町)における穀類乾燥調製貯蔵施設など共同利用施設の再編集約を推進する。
- ⑨地域内で生産された飼料作物を畜産農家へ供給しつつ、家畜排泄を地域内生産者へ供給する耕畜連携事業を推進する。